

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（H31.3.29 第 498 号より）

●手数料支払いによる実質的な下限割れ運賃の防止に向けた取り組み

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に手数料等を支払うことによって、適正な運賃を受け取れなくなる場合の対策を強化します。

手数料等の支払について、第三者委員会への通報や適正化期間の巡回指導等があった場合、国が主体となって調査を行い、バス事業者や旅行業者に対して行政処分等を行います。

また、5月から運送引受書に支払う手数料等を記載することが、2019年度分から国に報告する事業報告書に支払った手数料等を記載することが義務化される予定です。

詳細

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000301.html

●貸切バスの衝突事故

3月24日午前9時頃、福岡県の町道交差点において、乗客10名を乗せ運行中の貸切バスが、右方向から進行してきた軽自動車と衝突し、貸切バスが横転した。この事故により、バスの乗客10名と運転者が軽傷を負った。現場は見通しの良い直線道路の交差点で、軽自動車側に一時停止の標識があった。